

## TTC スペクトル管理SWG寄書

日付 : 2005年1月28日  
 提出元 : ソフトバンク BB 株式会社  
 題名 : 暫定運用の扱いについて

はじめに

第3版制定にむけた課題であった上り拡張方式（保護判定基準の考え方）の扱い関し、保護判定基準値の見直しや「導入判定基準」の導入案等、長期に亘り議論が続けられたが合意には至らず、若干のパラメータ変更と1.1MHz以降のバンドプランの決定が今回合意された第3版の特徴といえる。

本寄書は、前会合にて課題となった、上り拡張方式に対する暫定運用（第12回SWG会合にて合意）の扱いに関して弊社の考え及び提案を纏めたものである。

## 【第12回SWGにて合意されている暫定運用の内容】

## JJ100.01 第3版までの暫定運用

EUシステム (138KHz<f 483KHz)	上り周波数 $3.75\text{MHz} \leq f$
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適合性計算結果でADSL 下りが 4Mbpsを確保できる線路長・500m</li> <li>・2004年6月4日版の報告書に記載されているシステムが対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SUQ/SUQ2 暫定運用可</li> <li>・VDSL (G.993.1) 暫定運用可</li> </ul>
問題が発生した場合は、対策を実施する	

## 1. 【暫定運用の扱いに関する弊社の考え】

上り拡張方式の扱いに関しては、保護判定基準の見直し及び導入判定基準の検討が行われたが、結局、第3版での整理はついていないというのが弊社の認識である。

従って、整理がつかない場合は、第12回SWG会合にてSWG会員にて合意された暫定運用（上り周波数  $3.75\text{MHz} < f$  を除く）が継続運用されるものとする。

但し、この問題については約1年以上の間議論され続けてきた状況であり、議論を収束させるために以下の案を提案する。

## 2. 上り拡張方式に対する議論の収束へ向けた弊社提案

➤ 1.1MHz 以下での上り周波数の制限（バンドプランの制定）

提案

スペクトル適合性を確認する上り拡張方式は現在暫定運用が認められている 483kHz 以下のものに制限し、適合性確認結果報告書（第 2 項）に記載すること。

提案理由

第 3 版にて、1.1MHz 以上 12MHz までの周波数において、バンドプランが合意された。バンドプランは、干渉影響を考慮する上での基本的な条件であり、1.1MHz 以下の周波数においても暫定運用にて合意されている 483kHz を上限とし合意すべきと考える。

➤ 上り拡張方式に対する線路長制限について

提案

第 3 版の適合性計算結果で決まった線路長制限-250m を安全面を考慮した運用条件として、適合性確認結果報告書の注記欄に記載すること。

提案理由

第 3 版検討の際、ユーザ利用環境の維持を目的に、導入規制の引き上げを検討することに関しては各社異論はなかったと認識している。

但し、その方法論と規制の程度による、新しい技術に対する抑制懸念が合意に至らなかった大きな理由と考える。

上記提案は、第 3 版保護判定基準値をベースに最小限の規制を実施し、新たに導入されるシステムからの干渉影響を現行より抑制することを目的としている。

最小限の規制により、新しい技術の開発に関しても大きな妨げとならないと考える。

➤ 長延化方式での上り拡張システムについて

提案

長延化を目的としたシステムでの上り拡張システムについては、4.Km 以遠において、干渉計算結果による G.992.1 Annex-A の下り伝送速度が 64kbps を確保することとする。もしくは、問題が発生した場合対策を施すと注記欄に明記。

理由

約 100 万回線程度 G.992.1 Annex-A システムをサービスしている弊社としては、保護判定基準で下り伝送速度が 0 となる 4.25Km 以遠においても数千回線のサービスを提供している。長延化方式は、特定地域に集中的に使用される可能性が高いため、サービス提供中のユーザにてリンク断等の発生懸念が考えられる。

-----  
-  
以上

湯浅 重数  
菊池弘人